

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
1	共通	加算	食事提供体制加算	食事提供体制加算の見直し要件②に「利用者ごとに摂食量を記録していること」との明記があるが事業所から入居者に食事提供をした際、摂取量を確認し、食事提供ごとに○食○割摂取（例：朝食7割摂取）との記載が個別の記録があれば問題ないか？また、事業所から食事提供をしたが、全く食事に手をつけなかった場合、食事提供体制加算の算定はすることはできるか？ 尚、食事提供加算を算定するその他の要件は満たしているとする。	摂食量の記録については、個別に記録がされていれば問題ありません。摂食量については目視によるものも可能とし、例えば「完食」「全体の1/2」などの記録で可とされています。摂食量については食事提供をした日は必ず記録をするようにしてください。 なお、利用者の体調等により結果的に食事を摂取しなかった場合であっても、食事提供をしたのであれば加算の算定は可能であると考えます。	3月22日	3月29日
2	共通	その他	提供記録	現在、サービス提供実績記録票・出勤簿・作業日報の3つをサービス提供記録として残しています。 サービス提供実績記録票にはサービス提供日及び提供時間・作業内容・送迎の有無等を記載し、具体的支援内容については作業日報に記載しています。 サービス提供実績記録票は月に1度、出勤簿は都度確認の押印をもらっていますが、作業日報については押印していません。 これではサービス提供の記録として不十分でしょうか。	サービス提供の記録については様式等が定まっているものではありません。したがって、事業所でわかりやすく整理されていれば問題ありませんが、利用者からの求めに応じて開示することも想定されることから、利用者にとってもわかりやすくしておくことが望ましいと考えます。 サービス提供の記録については、利用者の確認を得なければならないとされていることから、記録については利用者が確認したとわかるようにしておく必要があります（押印の義務はありません） お尋ねの場合、作業日報がサービス提供記録なのであれば利用者の確認を得る必要があります。	3月25日	3月29日
3	児童通所支援	運営	個別支援計画	相談支援員がたてる利用計画の“更新月”と、児発・放デイの個別支援支援計画の更新月が合わない方がいます。 今後は相談支援員がたてる計画の更新月や期間にあわせて個別支援計画を作るのでしょうか？	サービス利用計画と個別支援計画の更新月は異なっても構いませんが、相談支援事業所が作成するサービス利用計画の内容を踏まえることとなっていることから、利用者の状況に大きな変化があった場合は、それぞれの事業所における適切なアセスメントにより同時期に計画変更となる場合があります。	3月19日	3月29日
4	児童通所支援	報酬	専門的支援実施加算	専門的体制加算が算定できないままで、現専門職（リハ職1名常勤専従者）が個別計画を作成し、実施し記録した場合に専門的支援実施加算を算定できますか？	専門的支援体制加算を算定していなくても、理学療法士等により「専門的支援実施計画」を作成するなどの基準を満たす場合は当該加算の算定をすることができます。	3月19日	3月29日
5	児童通所支援	報酬	児童指導員等加配加算	保育士の経験年は保育所・幼稚園は含まれますか？ また、実務経験証明書をもって5年以上を証明すると考えてよろしいでしょうか。	「児童福祉事業」とは、社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業となるため、保育所は含まれます。 幼稚園については児童福祉事業ではありませんが、要件に含みます。	3月19日	4月1日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
6	児童通所支援	報酬	関係機関連携加算	<p>会議の開催日を事前に[医療機関・学校等]にお知らせし、児の健康・発達・姿勢・療育目標に対する活動負担・家庭状況等を話し合いますが。</p> <p>日程調整がつかない等で、なかなか参加されない医療・学校から、会議内容を求められ定期的に情報提供をしています。</p> <p>郵送した情報提供をもとに、主治医や学校等から連携の連絡や服薬変更のきっかけになる事もあり、継続して行っております。</p> <p>これは、関係機関連携加算として放デイ（学校・医療他）のお子様はⅡ児発（医療他）はⅢを算定できますか？</p>	<p>本加算は、会議の開催または参加による情報連携を基礎として評価するものであることから、会議内容を情報提供するのみでは加算の算定要件を満たしません。</p>	3月19日	4月1日
7	児童通所支援	報酬	中核機能	<p>中核になる拠点コーディネーターによる専門的な包括的支援を提供という形は、どのような仕組みになり、センターはどここのセンターがどの児放デイを担当するのでしょうか。</p>	<p>中核的役割を果たす機関として位置づけられた児童発達支援センターは①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能の4つの機能を発揮することが求められます。</p> <p>現在、障害福祉課障害事業係から市内児童発達支援センターに対して登録の可否について確認をしております。</p> <p>具体的な内容については、今後障害事業係において検討していきます。</p>	3月19日	4月2日
8	児童通所支援	報酬	セルフプラン児の地域連携加算	<p>① どの事業所が拠点事業所として考えるのでしょうか。誰が決めるのでしょうか？</p> <p>② 福祉サービス受給者証等にのりますか？（ZOOMや電話で連絡がくる事業所が加算をとっている事もあると思いますが二重になっても大丈夫なのでしょうか？）</p> <p>③ 連携会議は、オンラインは可能でしょうか？</p> <p>④ 自治体や他事業所にどのような内容（例：体調・父母の支援状態・発達支援）をお伝えしたら良いのでしょうか？様式はありますか？</p>	<p>お尋ねの加算名称による加算はありません。</p> <p>加算名を確認し、改めて質問をお寄せください。</p>	3月19日	4月2日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
9	児童通所支援	その他	支援プログラム	事業所の支援プログラムの作成と公表は、具体的にどのような所までの作成公表になりますか？	解釈通知によると「指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、指定児童発達支援プログラム（（15）④の5領域との関連性を明確にした当該児童発達支援事業所全体の指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならないこととしたものである。」とあることから、各事業所において策定した支援プログラムについては自社HP等を通じて公表が必要であると考えられます。	3月19日	4月1日
10	児童通所支援	報酬	個別サポート加算	医ケア児は“感染が怖いから”等の理由で、しばらく学校お休みしデイも同様にお休みをすることがあります。（登校やデイお休みの期間は2週間以上半年と幅があります。）この子どもについても、学校と連携を図っていたら、利用できる数少ない日はこの加算を算定することが可能なのでしょうか？	個別サポート加算（Ⅰ）については、重度心身障害児等で個別サポート加算（Ⅰ）の支給決定がされている児童に対し、児童発達支援等を行った場合に算定することが可能です。 個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童等に対して児童相談所等との連携し、児童発達支援等を行った場合に算定できます。 医ケア児ということだけでは算定することはできません。なお、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合として基本報酬を算定している場合についても加算の算定はできません。 個別サポート加算（Ⅲ）については、不登校の状態にある障害児に対し支援を行った場合であって、その他の算定要件を満たすときは算定できます。	3月19日	4月1日
11	児童通所支援	運営	個別支援計画	今回の報酬改定により重症児デイサービスは利用時間については従来通りとなったかと思われます。 その時に、先日厚労省からの参考個別支援計画別表「別紙2」につきまして、作成は不要と考えてよろしいでしょうか？ 訪看、通院、短期入所で曜日が固定されない状況できております。	別紙2に該当する書類は不要ですが、個別支援計画には行事や日課等も含む具体的内容を記載することとなっていますので、計画内に標準的なパターンの記載は必要と考えます。	3月25日	3月29日
12	共通	報酬	食事提供体制加算	児童発達支援センターの食事提供加算に関して、栄養士や管理栄養士の指導・助言は具体的にはどのようなものを指していますか。 また、栄養士等による献立作成を外部委託している場合は、書面等での指導でもよろしいでしょうか。	献立の確認については、献立の作成時から関わるのが望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとなります。確認の内容は、献立の内容、栄養価の算定及び調理方法についてが想定されます。 外部委託している場合は、委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていることが確認できれば良いです。 なお、保健所では栄養管理の手法をお伝えすることは可能ですが、献立作成は行いません。	3月25日	3月29日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
13	児童通所支援	報酬	児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算の児童福祉事業5年以上経験は保育園や幼稚園の経験は含まれますか？	No.5と同じ	3月25日	3月29日
14	児童通所支援	報酬	中核機能強化加算	児童発達支援センターの中核機能強化加算を算定するには、自治体からなんらかのかたちで、中核拠点としての位置づけをされるがあるのでしょうか。また、要件として、どの職種をどの程度配置しておく必要がある等の細かな条件はあるのでしょうか。	中核拠点としての位置づけについては障害福祉課障害事業係から登録の御案内がされていることと思います。 詳細は、地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリストを御確認ください。	3月25日	3月29日
15	児童通所支援	その他	個別支援計画	個別支援計画の別表に関して、個別支援計画の本案に組み込むのではなく、あくまでも別表を作成する必要がありますか。	今回示されたのは参考様式ですので、個別支援計画に組み込むことでも問題ありません。	3月25日	3月29日
16	児童通所支援	報酬	医療連携加算	医療連携加算VIIは、 1. 重心デイに“重心がつかない医ケア児”が通所した時に痰の吸引等を認定職員が行った時。 2. 重心デイで看護職以外にも認定職員が重心に対し痰の吸引等を行った時。 のどちらに算定が可能になるのでしょうか？	医ケア区分の報酬の算定をしている児童及び看護職員加配加算の算定をしている事業所は医療連携加算VIIの対象となりません。	3月25日	4月1日
17	共通	その他	体制届	4月の体制届け等は4月中までの提出でよろしかったでしょうか？	体制届については4月15日までに届出いただく予定です。	3月25日	3月29日
18	児童通所支援	その他	個別支援計画	個別支援計画は、5領域も含めてでの作成は、令和6年5月から必須でしたでしょうか？	令和5年4月以降に作成、見直しを行う個別支援計画について、個々の障害児の5領域との関連性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組としてください。	3月25日	3月29日
19	児童通所支援	報酬	延長支援加算	延長加算についてですが、学校の始業式・終業式・学校の行事などで、こちらの提供するサービス提供時間より前に、療育を開始することが今までにもたくさんあったのですが、この場合は、予め保護者と合意の上で、学校の下校時刻との兼ね合いで不確かさがある中ですが、計画を立てて届出を出すことで認められる物なのでしょうか？	延長支援加算は、個別支援計画に位置づけられたサービスの提供前または提供後に別に位置づけられた支援を行う場合に算定されるものであることから、イベント等一時的な理由で支援時間が延長となる場合は都度計画の変更が必要となります。 ただし、式などあらかじめ想定される具体的な内容を計画に定めておくことも可能です。	3月25日	4月1日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
20	生活介護	報酬	基本報酬	<p>サービス提供時間について、障がい特性（短時間利用とすることで精神面及び情緒面の安定を図る）によって短時間にならざるを得ない者も対象となるのか？</p> <p>※当事業所では、基本利用時間は「9:30～16:00」の6時間半だが、</p> <p>例1：障がい特性に配慮して送迎を他者と区別する必要がある等で、「9:30～15:00」までの利用としている場合の報酬算定時間は？</p> <p>例2：「9:30～16:00」が基本利用時間だが、家族や本人の希望で「9:30～14:00」の利用としている場合の報酬算定時間は？ただし、9:30～16:00までの利用が可能としている場合。</p> <p>例3：「9:30～16:00」が基本利用時間だが、月・木曜日は午前中に居宅介護サービスを受けているため「13:00～16:00」の利用時間になる場合の報酬算定時間は？基本利用時間で算定可能なのか？それぞれの時間で報酬算定しなければならないのか？</p> <p>例4：「9:30～16:00」が基本利用時間だが、受診等で「9:00～14:00」までの利用となる、または冬季で送迎に時間がかかり「10:30～16:00」の利用になった場合でも、基本利用時間の「9:30～16:00」の6時間半で報酬算定可能なのか？</p>	<p>生活介護の基本報酬については、事業所の定めるサービス提供時間ではなく、利用者の標準的な所要時間により算定することとし、標準的な所要時間については個別支援計画に位置づけることとしています。</p> <p>したがって、例1～例3についてはそれぞれの利用者の所要時間を個別支援計画に位置づけ、その時間区分の報酬算定となります。</p> <p>例4については、受診等が突発的かつやむを得ないもの場合は標準的な時間により算定することとなりますが、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討する必要があります。</p>	3月26日	3月29日
21	生活介護	報酬	基本報酬	<p>個別支援計画書の記載方法として、</p> <p>例1の場合、基本利用時間は「9:30～16:00」の6時間半とする。ただし、障がい特性に配慮し「9:30～15:00」までの5時間半の利用時間となる。と記載した際に、6時間半で報酬算定可能になるのか？</p> <p>例2の場合、基本利用時間は「9:30～16:00」の6時間半とする。ただし、本人の障がい特性や家族の都合等で「9:30～14:00」までの4時間半の利用時間となる。と記載した際に、6時間半で報酬算定可能になるのか？</p>	<p>No.20のとおり、個別支援計画に位置づけた時間での報酬算定となります。</p>	3月26日	3月29日
22	生活介護	その他	人員	<p>当事業所は基本9:30～16:00までの6時間半のサービス提供時間であり、ほぼ全員が0.75人となる。令和6年度の提出書類から利用者数算定表も大幅に変更になるのか？ 0.75人の計算は利用者ごとに計算するのか？</p>	<p>利用者数算定表も変更が予定されております。</p> <p>様式が示され次第、お知らせいたします。</p>	3月26日	3月29日
23	生活介護	報酬	重度障害者支援加算	<p>重度障害者支援加算の、生活支援員の20%の計算は、生活支援員の「総数」or「常勤数」のどちらで計算するのか？</p>	<p>常勤換算方法ではなく、実人数となり、非常勤職員も員数に含めることとなります。</p>	3月26日	3月29日
24	生活介護	報酬	重度障害者支援加算	<p>行動関連項目の点数確認は、障害福祉課障害サービス係に確認するののか？</p>	<p>障害福祉課障害サービス係から4月下旬までに、重度障害者支援加算の算定に関し必要な内容を明記した新たな受給者証を発行し、利用者本人または事業所に送付いたしますので、受給者証を確認してください。受給者証によって確認できない場合、障害福祉課障害サービス係に確認してください。</p>	3月26日	4月4日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
25	生活介護	報酬	重度障害者支援加算	中核人材養成研修は今後研修開始されるのか？	現在、国立のぞみの園で実施されている研修のことと考えられますが、受講に当たっては都道府県知事の推薦が必要なようです。今後、都道府県主催の研修等が実施されるかは不明です。	3月26日	4月1日
26	就労継続支援B型	報酬	短時間利用減算	短時間利用について、「短時間利用となる、やむ負えない理由がある場合は利用者の割合の算定から除外できる」となっています。 当施設は精神の疾患の方が多く、 ①その方々は、日中の活動量が少なく、午前中の就労だけで疲れ、午後は休んでいる状態です。本人も、午前だけの就労を希望しております。 ②もう一人は、午後の通所を何度か、試しましたが、その都度、精神症状や身体の不調を訴え、午前だけの就労に戻しています。ご本人も、何度か試みているので、午後の就労は難しいと感じています。 ①②の事例は「やむを得ない理由のある場合」の該当になるかお尋ねしたいと思います。	※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問57参照 短時間利用の取扱いについては、生活介護における取扱いと同様であるので、以下Q&Aの問い49から問52を参照いただきたい。その際、「5時間未満」とあるのは「4時間未満」と読み替えること。  「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（平成30年3月30日）」	3月26日	4月1日
27	児童通所支援	報酬	専門的支援実施加算	150単位（月4回を限度）とされておりますが、“理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合～”とされた文章の中に最大月6回とあります。 PT/OT/STリハ職により計画的な実施には月6回と解釈してよろしいのでしょうか？ 4回と最大6回の差が理解できず、ご教示いただきたくお願い致します。	利用回数により上限回数が変わります。 障害児の月利用日数が6日未満の場合 限度回数2回 障害児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回 障害児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回 詳細は留意事項通知を御確認ください。	3月26日	4月1日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
28	児童通所支援	報酬	個別サポート加算	<p>この先、個別サポートⅠの対象者は「重症心身障がい児」または「身体障害者手帳1～2級等」となると考えられます。</p> <p>当事業所は重症心身障がい児の障害児通所事業所（デイサービス）になり、利用開始時は「後々は重症心身障がい児として手続きをします。」として、しばらくの間は事務手続き上、“医療的ケア児”もしくは“肢体不自由児”として利用開始することがあります。</p> <p>その際に、身障者手帳1～2級のみもっている方は「個別サポートⅠ」を算定してもよろしいのでしょうか？</p> <p>もしくは、重症児デイサービスでは個別支援サポートⅠは対象外として考えるべきでしょうか。</p>	<p>個別サポート加算（Ⅰ）の対象児童について以下のとおり変更されます。</p> <p>通所報酬告示第1の9のイの個別サポート加算（Ⅰ）については、著しく重度の障害児への支援を充実させる観点から、当該障害児に対して指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、対象となる児童を以下のとおりとする。なお、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合として基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない。</p> <p>（一） 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（重症心身障害児）</p> <p>（二） 身体に重度の障害がある児童（1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）</p> <p>（三） 重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）</p> <p>（四） 精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）</p>	3月26日	4月4日
29	生活介護	報酬	基本報酬	<p>生活介護の基本報酬は事業所の営業時間によって設定されていますが、今回の改定で利用時間「7～8時間」の方を受け入れた場合の報酬は現行と同じくらいなので収入のことを考えるのであれば時間を30分から1時間ほど増やした体制で生活介護をしなければなりません。自閉症や行動障害の方の個々のアセスメントの中で個別に活動リズムが違います。施設入所支援に切り替わってそれ以降に取り組んでいたこと（例えばベッドメイキング、間食、部屋の清掃等の支援）は、生活介護のサービス時間を延ばすことで、その活動をそのままの形で生活介護のサービス提供として扱っていいのでしょうか。</p>	<p>施設入所支援の日中サービスとして生活介護を実施する場合には、夜間の時間帯として午後10時から午前5時までの時間を含めた連続する16時間を設定しなければならないことから、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できません。</p> <p>したがって、夜間の時間帯以外の時間帯である8時間に行われる支援を生活介護として提供することになります。</p> <p>なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができます。</p>	3月28日	4月1日
30	生活介護	報酬	基本報酬	<p>生活介護の送迎において、1時間を越える場合はサービス提供の中にも含めると説明がありましたが、送迎を開始して1時間を越える場合なのか、個々の利用者一人ひとりが送迎に乗っている時間が1時間以上を越える場合なのかどちらになりますでしょうか。又、1時間以上というのは往復ではなく片道の送迎所要時間ということでしょうか。</p>	<p>留意事項通知の訂正があり、送迎時間の算入については「往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置づける標準的な時間として加えることができる」となりました。</p> <p>前提要件として、利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等を想定していることから、郊外や市外に居住する利用者の想定がされますが、片道に対する考え方としては送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間、往復は往路と復路の送迎に要する時間の合計となります。</p>	3月28日	4月1日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
31	生活介護	報酬	入浴加算	施設入所者様の生活介護のサービス提供時間を延ばすことで、その時間に入浴をしていた方がいるのですが（単独で見守りもなく入浴できる方）、その場合も生活介護のサービスとして扱っていいのでしょうか。※個別支援計画には本人がその時間の入浴を希望していることを明記している。	施設入所支援の夜間の時間帯以外の時間帯に入浴を行っているのであれば、生活介護のサービスとして個別支援計画に位置づけたくうえで入浴を行ってください。	3月28日	4月1日
32	生活介護	報酬	基本報酬	サービス提供時間7時間以上としている施設で、月の利用日数が1～2日で短時間利用（2～3時間）の利用者様がいた場合、その分の請求はどのようになるのでしょうか。	No.20と同じ	3月28日	4月1日
33	共通	報酬	食事提供体制加算	通所サービスの食事提供加算において、摂取量の記録は全体における何割という記載でいいのでしょうか。又、利用者ごとの体重やBMIの記録は、年2回の健康診断で出しているもので取り扱っていいのでしょうか。	摂食量の記録についてはNo.1のとおり。 体重等の記録については、お尋ねのもので差し支えありません。	3月28日	3月29日
34	児童通所支援	報酬	事業所間連携加算	セルフプランで複数事業所を併用する児の「事業所間連携加算」(1)にある※併せて、セルフプランと個別支援計画を自治体・事業所で共有して活用する仕組みをとる。 とは、セルフプランは「事業所間連携加算(1)」を算定する事業所がつくるとい事でしょうか？ それとも、セルフプランを保護者から受けとり、当事業所の個別支援計画と共に、自治体や事業所に共有（提出）するとい事でしょうか？	事業所間連携加算(1)は、①コア連携事業所（市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けている事業所等）が当該事業所以外の事業所（その他事業所）との間でサービスの実施状況、心身の状況、生活環境等及び対象児に係る複数の個別支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、その内容や当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、その他事業所、市町村及びセルフプラン作成保護者に対して共有すること②市町村に対して当該事業所及びその他事業所が作成した個別支援計画を共有すること③セルフプラン作成保護者に対して、会議の内容等を踏まえた相談支援を行うこと④会議の内容を従業者に情報提供を行うこと等とされています。 算定基準の詳細は報酬告示及び留意事項通知を御確認ください。  なお、障害児支援利用計画は相談支援事業所（若しくは保護者）が作成するものであり、障害児通所支援事業所が作成することはできません。	3月29日	4月2日
35	共通	その他	記録	サービス提供記録について質問があります。 ①利用者からの確認については、サイン・押印どちらかでよろしいですか。 ②責任者印についても必要ですか。 ③利用者に複写物をお渡ししなければいけませんか。	①提供記録に押印の義務はありません。確認を得たことがわかれば良いので、サインのみ（若しくは押印のみ）でも結構です。 ②押印の義務はありません。 ③記録については利用者の確認を受ける必要がありますが、提供の義務はありません。しかしながら、利用者から求めがあった場合には適切に対応させていただきたいと思っております。	4月1日	4月1日



No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
36	児童通所支援	報酬	延長加算	令和6年3月まで、学校休業日は10:00~16:00で営業して参りました。今後も、同じ時間の営業を行っていく予定ですので、休日（区分3）は5時間の支援と、延長支援1時間になります。 親御さん全員に電話で確認したところ、全員が、学校休業日は今までと同様に10:00~16:00でご利用になりたいとのことでした。 延長理由として、「家族のレスパイトのため、今までと同時間の支援を希望」と、個別支援計画に記載することでよろしいでしょうか？それとも、就業等の理由がなければ、できれば延長を安易に受けない方がいいのでしょうか？	延長加算については今年から要件の見直しが見られ、延長の理由として、障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受け入れ先が不足している等の延長支援が必要な理由がある場合となります。  したがって、適切なアセスメントをした結果、延長しての支援が必要であれば個別支援計画に位置づけたうえで延長支援を行っていただくこととなります。	4月1日	4月1日
37	児童通所支援	報酬	延長加算	休日は9時から17時まで営業していて、10時までにはほぼ全部の利用者さんが集まります。10時に支援開始のお子さんで考えると、10時から17時までなので、5時間の支援と2時間の延長になるかと思えます。この場合は、10時から15時までを支援の時間、15時から17時までを延長として考えて良いのでしょうか？支援の時間の前後（前と後、どちらも）に最低1時間ずつの延長時間を付けないとならないという話を聞きまして、気になって質問いたしました。10時から17時までの利用の時に10時から15時までが支援の時間、15時から17時までを延長で良いのか、10時から11時までを延長、11時から16時までを支援の時間、16時から17時までを延長にするのかどちらが正しいのでしょうか？	延長支援加算の算定要件は、個別支援計画に位置づけられた支援（標準的な時間が5時間のものに限る）の提供前又は提供後に別に計画に位置づけられた支援（当該延長支援に要する標準的な時間が1時間以上のものに限る）を行う場合に算定できるとされていることから、お尋ねの場合は5時間の支援と2時間の延長支援ということで問題ありません。  どちらの時間を延長支援とするかについては、標準的な支援時間はどちらなのか、個々のアセスメントにより判断することが適当であると考えられます。	4月2日	4月2日
38	障害児通所支援	報酬	専門的支援実施加算	専門的支援実施計画を作成した職員が当該児童に対して専門的支援を実施した場合でないと、加算の算定は難しいのでしょうか。 それとも、計画を作成したのは職員A（言語聴覚士）、実施は職員B（作業療法士）のように計画と実施が別の人物になっても加算の対象としてもよろしいのでしょうか。	こども家庭庁から発出されたQ&A問17によると、小集団による実施や、理学療法士等の専門職とは別の職員を配置した上で、小集団の組み合わせによる実施も可能とされていることから、計画作成をした職員以外の専門職員による支援の実施でも算定は可能と考えます。	4月2日	4月2日
39	児童通所支援	報酬	中核機能加算	要件の部分ア・イで、 児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算又は専門的支援体制加算を算定する場合には、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え… となっておりますが、（）内の「員数を含む」という部分は、児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算の算定に必要な職員は、中核機能職員として良いと考えてもよろしいでしょうか。	児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（～を含む）に加え、中核機能強化職員として常勤かつ専任で1以上の配置が必要となります。 つまり、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算、中核機能強化加算（1）を算定する場合、4人の加配（児童指導員加配加算1人、専門的支援体制加算1人、中核機能強化加算2人）が必要です。	4月2日	4月2日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
40	共同生活援助	その他	前年度平均利用者数	<p>添付様式4に出ず平均利用者数について Q.前年度利用者数として入力する数値は、『欠席時対応加算を算定した日数』も含むで、よかったですでしょうか？</p> <p>別紙29(工賃実績報告書)について Q.こちらに入力する「作業日数」については『行事等により工賃が発生しなかった日』と『欠席時対応加算を算定した日数』も含まれるでよかったですでしょうか？</p> <p>上記の含まれる日数の種類が異なると平均利用者数に違いが出てきます。</p>	<p>前年度利用者数については、原則として工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を含めます。欠席時対応加算の算定をした日は除外し、行事等のみの実施で生産活動を目的としていない日は数えません。作業日数も同様です。</p> <p>令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ &amp; A VOL.2（令和6年4月5日）問24も参考にしてください。</p>	4月2日	4月6日
41	共通	その他	個別支援会議	<p>本人の参加が要件となっているが、本人が個別支援計画への参加を拒否した場合、または個別支援会議に参加することで精神症状の悪化が予想される場合の取り扱いはどのようにしたらよいか。</p>	<p>基準解釈通知において、「個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものである。ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。」とあることから、本人の参加が困難な場合には別途意向等を確認するようにしてください。</p> <p>併せて、会議の議事録に本人が出席できない理由や代替対応について記録を残してください。</p> <p>※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ &amp; A VOL.1問80も参考にしてください。</p>	4月3日	4月4日
42	共通	その他	計画の共有	<p>事業所で作成した個別支援計画を指定特定相談支援事業所にも交付しなければならないが、個別支援計画（案）と個別支援計画のみでよいのか。</p>	<p>相談支援事業所へ交付するのは個別支援計画のみでけっこうです（原案の交付は不要です）</p>	4月3日	4月4日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
43	生活介護	報酬	基本報酬	<p>標準的な支援時間に関して、曜日で時間が変わる場合の報酬算定はそれぞれの時間になるのか？</p> <p>その場合、平均利用者数の計算も複雑になる。また、今後の基本報酬の算定においても下記のような利用スタイルの方の請求はどうなるのか？現段階で国保連のシステムも変更になっていないようです。</p> <p>※例：利用者A⇒月・木曜日13:00～16:00「3時間」 火・水・金曜日9:30～16:00「6時間30分」（基本の利用時間は6時間30分だが、月・木曜日は、その他サービス利用のため3時間利用の短時間となるなどの場合）</p> <p>月20日間利用の場合 3時間利用×8日間 6時間30分利用×12日間  上記のようにそれぞれのサービス提供時間で基本報酬額が変わるが、国保連への請求はどうなるのか？この計算方法になると、平均利用者数の計算も複雑になるが、その計算式となるのか？  どの時間で平均数の計算及び報酬算定を行うのか？</p>	<p>平均時間数については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ &amp; A VOL.1の問30にて4月時点では3月実績や見込みを用いても良いとの記載がされていることから、</p> <p>お尋ねの例の場合、<math>(3時間 \times 8日間 + 6.5時間 \times 12日) / 20 = 5.1時間</math> (0.75人)として平均利用者数を計算します。</p> <p>一方、請求については計画に位置づけられた時間で請求することから、3時間と位置づけられた日は所要時間3時間以上4時間未満で、6時間30分の位置づけの日は6時間以上7時間未満で基本報酬の請求をする（日によって基本報酬は異なる）ということになります。</p> <p>なお、利用者数の算定に当たっては、令和6年3月31日に更新した様式（添付様式3-1）の別シートに簡易版の利用者数換算表を掲載していますので、活用願います。</p>	4月3日	4月4日
44	生活介護	報酬	人員配置体制加算	<p>以前までの人員配置体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定は、(Ⅰ)区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。(Ⅱ)区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。と、記載があるが、新たな加算算定の要件は同じか？</p> <p>新たな別紙6「人員配置体制加算に関する届出書」では、以前まであった「加算対象者一覧表がないが必要なして良いのか？</p>	<p>従前の人員配置体制加算(Ⅰ)は新加算(Ⅱ)に、人員配置体制加算(Ⅱ)は新加算(Ⅲ)に相当しますが、新加算の(Ⅰ)及び(Ⅱ)での重度者要件は区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であること、新加算(Ⅲ)では区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上であることが必要ですので、従前と要件は変更となっております。</p> <p>対象者一覧について提出の必要はありませんが、いつでも加算の算定要件を満たしていることの確認ができるように利用者名簿等を備え付けておくようにしてください。</p>	4月3日	4月4日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
45	生活介護	報酬	重度障害者支援加算	5年度まであった「重度障害者支援加算（Ⅱ）」の実践研修修了者を配置した場合の7単位/日はなくなるというおさえて良いか？ 以前までの加算算定要件として、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて～ 上記の内容で人員をプラス0.5人配置となっていたが、新たな加算算定において、人員プラスは必要になるのか？	重度障害者支援加算については大幅な見直しがされました。 人員配置については、適切な支援を行うために必要な数の生活支援員の配置が求められており、具体的な加配人数等は示されていません。 各事業所において利用者の状況に応じた配置をすることとしてください。	4月3日	4月4日
46	共通	報酬	食事提供体制加算	届出書の注2に、調理業務を第三者に委託している場合、事業所内で調理員の配置は求められておりませんが、業務委託契約書(写し)の提出が必要です。 と、ありますが、昨年までは調理員の配置状況を記載する欄がありましたが、今後不要でしょうか？ 注1に事業所内での調理業務は生活支援員の業務とは区別してください。と、記載されていますが、事業所内での食事の準備(配膳等)は調理員の業務ではないのでしょうか？	様式が変更となり、様式12で調理員の配置状況の報告は必要ありません。 調理業務は直接支援とは区別される必要があることから、食事の準備等に携わっている場合は従業者の勤務体制・勤務形態一覧において調理時間を別に記載するようお願いいたします。	4月3日	4月4日
47	共通	報酬	食事提供体制加算	外部の管理栄養士が、昼食の献立作成に関わる場合は、管理栄養士（個人）の連絡先を記入して良いのでしょうか。	直接雇用をしていない管理栄養士等による関わりがある場合であって、法人ではなく個人で業務を行っている場合や、委託契約等によらない場合は連携先にその旨記載願います。 またその場合は管理栄養士等の資格の有無を確認する場合がありますので、必要に応じて資格証の写しの提出をお願いいたします（直接雇用や委託契約により管理栄養士の資格の確認がされている場合は資格証の提出は必要ありません）	4月3日	4月4日
48	共通	報酬	食事提供体制加算	要件の1つに体重やBMIの測定が必要とありますが個人情報やプライバシーを理由に測定を拒む利用者の方に対して、代替案等はありませんか？ 昼食提供が必要な利用者であり且つ測定等を拒む方への対応方法を教えてください。	留意事項通知に「おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。 また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に利用者ごとの体重又はBMIを把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。 なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。」とありますので、このとおり取扱い下さい。	4月4日	4月5日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
49	相談支援	報酬	主任相談支援専門員配置加算Ⅰ	・機能強化のいずれかに該当している場合に算定が可能か ・基幹相談支援センターの職員との共同実施とは、自立支援協議会（機関相談支援センターが事務局）での研修等の実施も含まれるのか	・機能強化型（継続）サービス利用支援費とは算定要件は必ずしも一致しません。 ・自立支援協議会の研修等も含まれます。	4月4日	4月8日
50	相談支援	報酬	集中支援加算	・会議と通院を同月に行った場合は其々で算定可能か。集中支援加算×2となるイメージ ・情報提供については、Drなどからの電話の場合も記録をしていれば対象となるか。	・それぞれ（1）から（5）までに掲げる単位数を加算するとあることから、それぞれ算定可能となりますが、報酬告示別表9の（1）から（3）については対象障害者等1人につき1月に1回が限度となります。なお、（4）の算定をしている場合、（5）で同病院への情報提供により重複して算定することはできません。 ・医師への情報提供は報酬告示別表9の（4）又は（5）が想定されますが、（4）の場合は当該病院等を訪問することが必要ですので電話による情報提供の場合は算定不可、（5）の場合は電話によるものも算定可能としますが、いつ、誰に、どのような情報提供をしたとわかるような記録を残して下さい。	4月4日	4月8日
51	児童通所支援	報酬	延長支援加算	現在平日利用のお子様で、保護者の就労の関係から18:30まで延長支援を提供している方がいます。 今までは、営業時間後の延長支援を算定していました。しかし、この改定に伴い、このお子様が15:30に支援を開始した場合、当事業所のサービス提供時間は17:00までとなっている為、最長支援時間の3時間に満たないことから延長支援の対象にならないことは理解いたしました。ただ、トータルの支援時間が15:30～18:30の3時間になるため、この場合は区分2で算定してもよろしいか教えていただきたく質問させていただきます。	制度改定に伴い、基本報酬が支援の提供時間に応じた区分となりました。お尋ねの例の場合は個別支援計画に定める標準的な時間が15時30分から18時30分であれば延長支援加算ではなく時間区分2で算定をしていただくこととなります。 ただし、時間区分2で算定するには個別支援計画にあらかじめ定めておく必要があることと、その時間帯についてもサービス提供時間として人員の配置をすることが必要です。	4月5日	4月8日
52	生活介護 施設入所支援	報酬	入浴支援加算	生活介護サービスに入浴支援加算が新設され、その対象が医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対してとありますが、生活介護と施設入所支援のサービスを提供している障害者支援施設の場合は、全員が対象となるのでしょうか？それとも透析や留置カテーテル、ストーマなどの施設入所支援の重度支援加算対象者等についてのみ対象となるのでしょうか？具体的にはどの様な方が対象となりますか？	入浴支援加算は、「医療的ケアの判定スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は重度の知的障害者及び重度の肢体不自由が重複している障害者」に対して入浴に係る支援を提供している事業所が「当該者」に対して入浴を支援した場合に算定が可能となります。 施設入所支援の重度障害者支援加算の対象者とは全て一致はしません。該当となる医療行為については、判定スコア表を御確認ください。	4月8日	4月8日
53	施設入所支援	報酬	通院支援加算	施設入所サービスに通院支援加算が新設されましたが、施設に入所されている方全員を対象に一人につきひと月に二回を限度に算定できるものとの考えで良いのでしょうか？	お見込みのとおりです。	4月8日	4月8日

No.	サービス種別	質問種別	質問種別詳細	質問内容	回答	質問受付	回答
54	児童通所支援	報酬	基本報酬	<p>①支援時間による区分で、保護者の都合や学校の授業等の都合、来所後の体調不良や発熱等で予定の支援時間を満たさなくなった場合、冬道や天候等の道路事情により到着が遅れた場合などの算定区分は計画通りの区分で請求して差し支えないのでしょうか。</p> <p>計画通りで請求が出来ない場合は、何を基準として判定したらよろしいのでしょうか。</p> <p>②上記①の理由等で支援が30分未満になってしまった場合、まったく請求できなくなるのでしょうか。</p> <p>また送迎を行っている場合も請求できないのでしょうか。</p>	<p>①利用者の都合による場合は個別支援計画に定めた提供時間に該当する時間区分で算定してください。</p> <p>②事業所都合により支援に要した時間が30分未満となった場合は算定できません。その場合、送迎を行っている場合は送迎加算のみ算定していただくことになります。</p> <p>詳細は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&amp;A問3を御確認ください。</p>	4月8日	4月8日
55	児童通所支援	報酬	専門的支援体制加算	<p>①Q&amp;AのNo.5は児童指導員等加配加算についてですが、専門的支援体制加算についても同様でしょうか。</p> <p>②常勤換算でプラス1名の場合、「児童指導員等加配加算：無、専門的支援体制加算：有」でも可能でしょうか。</p>	<p>①専門的支援体制加算の職員の要件は児童指導員等加配加算と異なります。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p> <p>詳細は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&amp;A問15を御確認ください。</p>	4月8日	4月8日
56	児童通所支援	報酬	延長支援加算	<p>職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員〔児童発達支援管理責任者含む〕を配置）となっていますが、児童発達支援管理責任者とその他の従業員の2名配置でもよろしいのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	4月8日	4月8日